



宮 崎 県 公 報

令和6年4月15日(月曜日) 第500号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更……………(福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の廃止……………(“ ”) 1
- 保安林の指定予定……………(自然環境課) 1
- 林業用種苗生産事業者の登録……………(森林経営課) 2
- 歳入の収納の事務の委託……………(水産政策課) 2

頁

- 指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………(建築住宅課) 2
- 公 告
- 公共測量の終了の通知(4件)……………(管理課) 2
- 選挙管理委員会告示
- 政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の届出…………… 3
- 資金管理団体の異動及び資金管理団体でなくなった旨の届出…………… 4
- 政治資金規正法第17条第2項の適用団体の公表…………… 5
- 県議会公告
- 公文書開示等の状況…………… 5

告 示

宮崎県告示第 223号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年4月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
合同会社 ケアセンターころ	児湯郡高鍋町大字高鍋町 507番地2	合同会社 ケアセンターころ	児湯郡木城町大字椎木4249番地7

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
児湯郡高鍋町大字高鍋町 507番地2	児湯郡木城町大字椎木4249番地7	令和6年 3月15日

宮崎県告示第 224号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び

に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年4月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社あさひ	都城市野々美谷町1366番地	デイサービスセンターあさひ	都城市太郎坊町1905-2	令和5年 12月31日

宮崎県告示第 225号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年4月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町大藤字菖蒲迫北乙759-1、乙777-2、字菖蒲迫南乙1046-1
- 2 指定の目的 水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備

え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 226号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和6年4月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事務所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1423	宇藤 真理 宮崎県都城市高城町穂満坊3013番地1	採取、精選	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	宇藤 真理 宮崎県都城市高城町穂満坊3013番地1
1424	大村 直登 宮崎県東臼杵郡日之影町大字分城 884番地	採取	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	大村 直登 宮崎県東臼杵郡日之影町大字分城 884番地
1425	倉永 克彦 宮崎県都城市安久町5998番地15	採取	幼苗の育成	倉永 克彦 宮崎県都城市安久町5998番地15

宮崎県告示第 227号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和6年4月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した 収納事務	委託先	委託期間
沿岸漁業改善資金貸付金に係る債権についての保全及び取立てに関する事務	九州信用漁業協同組合連合会宮崎統括支店	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

宮崎県告示第 228号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和6年4月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 届出者の名称
株式会社建築構造センター
- 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

名称	所在地
本社	東京都新宿区新宿 1 丁目 8 番 1 号
東北事務所	宮城県仙台市青葉区本町 2 丁目 10 番 28 号
福島事務所	福島県郡山市中町 11 番 5 号
群馬事務所	群馬県高崎市八島町 262 番地
埼玉事務所	埼玉県さいたま市浦和区高砂 2 丁目 2 番 3 号
千葉事務所	千葉県船橋市葛飾町 2 丁目 402 番 3 号
神奈川事務所	神奈川県横浜市西区高島 2 丁目 12 番 6 号
長野事務所	長野県長野市南県町 1082 番地
愛知事務所	愛知県名古屋市中区栄 4 丁目 14 番 2 号
三重事務所	三重県四日市市浜田町 12 番 18 号
大阪事務所	大阪府大阪市中央区南本町 3 丁目 4 番 15 号
山陰事務所	島根県松江市中原町 6 番地
岡山事務所	岡山県岡山市北区内山下 1 丁目 3 番 19 号
広島事務所	広島県広島市中区八丁堀 15 番 6 号
香川事務所	香川県高松市亀井町 2 番 1 号
愛媛事務所	愛媛県松山市三番町 7 丁目 13 番 13 号
福岡事務所	福岡県福岡市博多区博多駅前 1 丁目 7 番 22 号
佐賀事務所	佐賀県佐賀市駅前中央 1 丁目 5 番 10 号
長崎事務所	長崎県長崎市万才町 3 番 4 号
鹿児島事務所	鹿児島県鹿児島市西千石町 11 番 21 号
沖縄事務所	沖縄県浦添市牧港 5 丁目 6 番 8 号

3 変更年月日

令和6年4月15日

公 告

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、延岡市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年4月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
公共測量（3D都市モデル作成）
- 作業地域
延岡市都市計画区域
- 作業終了日
令和6年3月29日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年4月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
公共測量（用地測量）
- 作業地域
宮崎県えびの市大字末永
- 作業終了日
令和6年3月21日

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三股町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年4月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量(デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000)
- 2 作業地域
三股町全域
- 3 作業終了日
令和6年3月31日

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新富町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年4月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量(デジタルカラー撮影、写真地図作成(地図情報レベル1000))
- 2 作業地域
宮崎県新富町全域(61.48km²)
- 3 作業終了日
令和6年3月22日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 設立届

○その他の政治団体

(ニ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
ともに創ろう、ひゅうがの未来会議	鉄井 正	十屋 玲子	日向市大字財光寺1207-3	令和6年2月26日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党宮整振支部	岡林直之	代表者	岡林直之	菊池良和	令和5年6月21日
自由民主党宮崎県トラック支部	牧田信良	会計責任者	大久津浩	野中秋芳	令和5年7月1日
参政党宮崎第1支部	山口美奈	主たる事務所の所在地	宮崎市昭和町55-5はやまビル1-B号室	宮崎市佐土原町下田島21630-27	令和5年12月19日
日本維新の会衆議院宮崎県第1選挙区支部	外山 齋	会計責任者	外山 齋	富田敏康	令和6年3月11日
参政党宮崎第3支部	戎谷 暁	主たる事務所の所在地	えびの市大河平 338	都城市今町7670番地2飯山住宅1号	令和6年3月25日
		代表者	戎谷 暁	吉留 諒	
		会計責任者	坂本 あゆみ	安影 三和子	

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
脇谷のりこ後援会	前田典子	主たる事務所の所在地	宮崎市小松台南町11番地8	宮崎市大塚町大坪2665-1第五長友ビル1F	令和5年4月1日
未来への風	前田典子	主たる事務所の所在地	宮崎市小松台南町11-8	宮崎市大塚町大坪2665-1第五長友ビル1F	令和5年4月1日
宮崎県自動車整備政治連盟	岡林直之	代表者	岡林直之	菊池良和	令和5年6月21日

宮崎県道路運送経営研究会	牧 田 信 良	会 計 責 任 者	大 久 津 浩	野 中 秋 芳	令和5年7月1日
しげいくにあき後援会	滋 井 邦 晃	主たる事務所の所在地	宮崎市田野町乙9597-3	宮崎市上野町10番6号	令和5年9月1日
		会 計 責 任 者	滋 井 祐 香	野 口 恭 子	
一青会	中 山 隆 志	主たる事務所の所在地	北諸県郡三股町大字蓼池3649番地1-1	北諸県郡三股町餅原1310-3	令和5年11月16日
ながみね誠後援会	平 岡 高 志	会 計 責 任 者	栗 山 真 也	長 峯 剛 士	令和6年3月1日
L. I. P	永 谷 敏 寿	主たる事務所の所在地	日向市中堀町1丁目99番地	日向市高砂町 118番地	令和6年3月5日
なないろの明日をつくる会	黒 田 奈 々	会 計 責 任 者	黒 田 喜 一 郎	山 内 佳 菜 子	令和6年3月8日
斎山会	外 山 齋	会 計 責 任 者	外 山 齋	富 田 敏 康	令和6年3月11日
たかはし由美後援会	高 橋 由 美	会 計 責 任 者	高 橋 由 美	中 田 徳 幸	令和6年3月13日
緒方なおき後援会	緒 方 真 也	会 計 責 任 者	緒 方 有 美	緒 方 郁 子	令和6年3月25日

3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
わたり恭輔後援会	大 山 雅 嗣	令和5年9月1日
松本幸三後援会	松 本 幸 三	令和5年12月27日
西原政文後援会	稲 田 義 己	令和5年12月30日
志楽会	田 浦 洋 志	令和5年12月31日
しげいゆかといっしょに子どもを守る会	滋 井 祐 香	令和5年12月31日
はしづめかよこ後援会	橋 詰 大 樹	令和5年12月31日
竹村得生後援会	竹 村 得 生	令和5年12月31日
重久邦仁後援会	重 久 邦 仁	令和5年12月31日
武田秀一後援会	内 田 正 樹	令和5年12月31日
「青木よしあき」を支える会	青 木 善 明	令和5年12月31日
近藤けい子後援会	黒 木 隆 年	令和5年12月31日
宮野恵後援会	隈 部 義 春	令和5年12月31日
みつゆき潤一後援会	森 重 政 名	令和5年12月31日
こまき義隆後援会	石 田 貴 愛	令和6年2月29日
徳永幸治後援会事務所	塩 月 伸 司	令和6年3月4日
請関義人後援会	請 関 義 人	令和6年3月11日
北村康広後援会	北 村 康 廣	令和6年3月12日

宮崎県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、資金管理団体の異動及び資金管理団体でなくなった旨の届出

があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 異動届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	異動年月日
前 田 典 子	宮崎県議会議員	協谷のりこ後援会	主たる事務所の所在地	宮崎市小松台南町11-8	宮崎市大塚町大坪2655-1 第五長友ビル1F	令和5年4月1日
西 村 賢	日向市長	西村さとし後援会	公職の種類	日向市長	宮崎県議会議員	令和6年2月16日

2 資金管理団体でなくなった旨の届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
田 浦 洋 志	志楽会	令和5年12月31日

宮崎県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和6年4月2日以降における政治活動（選挙運動を含む。

）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体は、次のとおりである。

令和6年4月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

政治資金規正法第17条第2項の適用団体

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
いいむれまちこと西都未来創造の会	石 野 真 知 子	飯 牟 禮 ヤスエ	西都市鹿野田6272番地1
肥後大輔後援会	肥 後 大 輔	肥 後 大 輔	都城市八幡町14-15
山元ひろき後援会	山 元 博 樹	有 岡 浩 一	宮崎市高岡町浦之名 365-1

県議会公告

宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）第27条の規定により、令和5年度における公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

令和6年4月15日

宮崎県議会議長 瀧 砂 守

1 公文書の開示請求の処理状況

請求書 受付 件数	決 定 等 の 内 訳						合 計
	開示	部分 開示	不開 示	不存 在	却下	取下げ	
2	0	2	0	0	0	0	2

(注1) 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

(注2) 決定等の内訳の取下げについては、公文書を保有する実施機関の相違によるものを含む。

2 審査請求の件数

0件

--	--